野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプの確認について

平成23年1月上旬に、福島県郡山市豊田町で回収された、キンクロハジロの死亡個体から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1 亜型)が確認されましたのでお知らせします。

◎ これまでの主な経緯

- ○郡山市豊田町(郡山市水道局豊田浄水場貯水池浄水場)において、郡山市職員が、平成23年1月4日(火)1羽、5日(水)2羽、7日(金)1羽、10日(月)3羽の計7羽の死亡したキンクロハジロを発見。
- ○福島県県中家畜保健衛生所において鳥インフルエンザの簡易検査を実施し、結果はす べて陰性。
- ○これらの検体をつくば市の国立環境研究所において遺伝子検査を行ったところ、この うち4体について、A型インフルエンザウイルス遺伝子が陽性となった。
- 〇このため、北海道大学で詳細検査を行ったところ、<u>このうち4日の1羽、5日の1羽</u>の検査結果で強毒性(H5N1 亜型)であることが確認された。
- ○7日、10日に発見された分については検査中。

なお、今後、県では特に発生地周辺(発生地から半径10km以内)の地域について、野鳥の監視体制を強化し、死亡野鳥の異常等に対応しており、必要に応じて検査を実施することとしています。

以下のような状況を発見した場合には、最寄りの地方振興局又は県自然保護課にご相談下さい。(ただし、死因が衝突など鳥インフルエンザ以外であることが明らかな場合や腐敗により検査が不可能な場合など状況によっては検査を実施しないこともあります。)

- 発生地周辺 (発生地から半径10km以内) の地域にお住まいの方
 - ①高病原性鳥インフルエンザに対し「感染リスクの高い野鳥」※が死んでいる場合 (※「野鳥のうち高病原性鳥インフルエンザに対し感染リスクの高い種」をご参照下さい。)
 - ②概ね3羽以上の①以外の野鳥が一度に死んでいる場合
 - ③その他極度に野鳥の様子がおかしい場合
- それ以外の地域にお住まいの方
 - ①高病原性鳥インフルエンザに対し「感染リスクの高い野鳥」※が死んでいる場合 (※「野鳥のうち高病原性鳥インフルエンザに対し感染リスクの高い種」をご参照下さい。)
 - ②概ね10羽以上の①以外の野鳥が一度に死んでいる場合
 - ③その他極度に野鳥の様子がおかしい場合

【県民の皆様へのお願い】

鳥インフルエンザウィルスについては、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。県民の皆様には、野鳥が死んでいる場合等について、下記の点を参考していただき、冷静に対応して下さい。

- ① 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないで下さい。もし触れた場合でも、「手洗い」と「うがい」をしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- ② 野鳥に近づきすぎないようにして下さい。野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウィルスが他の地域へ運ばれるおそれがあります。
- ③ 野鳥を追い立てたり、捕まえようとするのは避けて下さい。
- ④ 野生の鳥は、餌が採れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられず死んでしまうこともあります。野鳥が死んでいても鳥インフルエンザを直ちに疑う必要はありません。

(※「(参考) 野鳥への餌やりについて(基本的な考え方)」をご参照下さい。

~ご連絡先~

お問い合わせ先	電話番号	電話番号
最寄りの	県北地方振興局県民生活課	024-521-7621
各地方振興局	県中地方振興局県民生活課	024-935-1295
	県南地方振興局県民生活課	0248-23-1548
	会津地方振興局県民生活課	0242-29-5295
	南会津地方振興局県民環境課	0241-62-2061
	相双地方振興局県民生活課	0244-26-1144
	いわき地方振興局県民生活課	0246-24-6203
県庁生活環境部自然保護課		024-521-7210

なお、上記の連絡先がつながらない場合にはこちらにご連絡下さい。

電話番号 0243-48-4223 (福島県鳥獣保護センター)